事　務　連　絡
令和７年１月７日

区立幼稚園児保護者の皆様

新宿区教育委員会事務局
学校運営課幼稚園係

幼児教育・保育の無償化に伴う認定手続きについて

新宿区在住の新区立幼稚園児保護者の方が、幼児教育・保育の無償化の対象となるための手続きについて、下記のとおりご案内させていただきます。
手続きに漏れが無いように内容のご確認をお願いします。

記

１　入園前に必要な手続きについて

（１）幼稚園の保育料の無償化のみ希望する場合

新宿区立幼稚園の保育料は、幼児教育・保育の無償化に伴い無料となっているため、必要な手続きは特にありません。
幼稚園の預かり保育等の無償化も希望する方は、次の（２）をご確認ください。

（２）幼稚園の保育料に加え、幼稚園の預かり保育等の無償化も希望する場合

施設等利用給付第２号認定
※就労などにより、お子さんに保育の必要性があることが、認定の条件になります。

注意	◎手続きは電子申請となります。ページ下部の二次元コードから施設等利用給付第２号認定を申請してください。

電子申請期限：令和７年２月１８日（火）

＜申請フォーム＞
「保育の必要性を確認できる書類（詳しくは２ページ目をご確認ください。）」をご準備の上で、電子申請フォームに進んでください。

施設等利用給付第２号認定

（裏面に続きます）

保育を必要とする事由（保育の必要性）と認定期間

保育を必要とする事由は、申請時に提出された就労(予定)証明書や診断書（区様式）等により審査し、認定します。

保育を必要とする事由	施設等利用給付認定期間
就労（月 48 時間以上の労働）	最長で就学前まで
妊娠または出産	出産月を中心に前後 2 か月
疾病または心身障害	療養を必要としなくなるまで
同居親族の介護等	介護を必要としなくなるまで
災害復旧活動	必要な期間
求職活動（起業準備含む）	3 か月以内
通学または職業訓練※	就学期間中
その他、区が特別に認める場合	必要な期間

※学校教育法に定める学校に通学、職業訓練施設に通所、就労に必要な技能習得のため専修学校等に通学している場合に限ります。

保育の必要性を確認できる書類

保護者の状況により、『保育の必要性』を確認するために必要となる書類が異なります。

書類は、新宿区ホームページからダウンロードしてください。

※新宿区ホームページのトップページのサイト内検索にて「幼稚園無償化」またはページ ID「000041929」と検索するか、次の二次元コードを読み取ってください。

注意	**◎父・母の分それぞれ書類の提出が必要になります。** **（ひとり親世帯の場合は除きます。）** （例１）父が就労、母が就労の場合→父と母の「就労証明書」が必要 （例２）父が就労、母が出産の場合→父の「就労証明書」と母の「母子健康手帳(表紙と出産予定日のページ)の写し」が必要

保護者の状況		必要書類
⑴雇用されている場合（親族経営の場合は⑵に該当）		**①「就労証明書」** ◇勤務先に記載を依頼してください。 ◇交代(シフト)制勤務の場合は直近 2 か月分の勤務(シフト)表の写しを添付
⑵自営業(フリーランスを含む)、会社経営、親族経営の会社で勤務している場合		**①「就労証明書」、** **②「資格を示す書類(開業届、履歴事項全部証明書、営業許可証等の写し)」、** **③「仕事の内容、仕事量がわかる書類(パンフレットや会社のホームページの写し等)」、** **④「仕事の実績がわかる書類（源泉徴収票や就労者の確定申告書(控)の写し等）」**
⑶求職活動中(起業準備を含む)である場合	就労内定	**①「就労証明書」（就労予定として記入）** ◇就労開始後に、1 か月分以上の実績がわかる書類（給与明細の写し等）の提出が必要です。
	求職活動中	**①「求職活動に関する申告書」、** **②「求職活動の状況が分かる書類（ハローワークカードの写し等)」**
⑷ 出産前後の場合		**①「母子健康手帳(表紙と出産予定日のページ)の写し」**
⑸病気や心身に障害がある場合		**①「診断書(区様式・保護者用)」、** **②「障害者手帳の写し」、「愛の手帳の写し」、「通所の状況を確認できる書類」等** ◇保育を必要とする状況を証明するもの

⑹同居親族の介護（付き添い）の場合	**①「診断書（区様式・介護要件用）」、②「介護に関する申告書」、** **③「介護の必要な状況がわかる書類（ケアプラン等）」** ◇介護の理由が心身障害の場合は、「身体障害者手帳」や「愛の手帳」の写しもご提出ください。
⑺　就学の場合	**①「在学証明書」、②就学に関する申告書、③時間割表（カリキュラム表）** **④「学校のパンフレット類」**など

※　育児休業取得中の場合は、幼稚園に通う園児について「保育の必要性」の認定は受けられません。
復職後、就労要件として「保育の必要性」の認定を受けてください。

状況により必要となる書類

ひとり親世帯の場合	**「ひとり親世帯の状況申告書（支給認定・施設等利用給付認定申請用）」** ◇離婚前提の別居等をされている方もご提出ください。

（３）認定状況の取扱いについて

施設等利用給付認定申請書（２号・３号認定用）には、認定状況を在籍する幼稚園に情報提供することの確認欄がありますが、情報提供に同意していただいた場合でも、新宿区から在籍予定の区立幼稚園に提供する情報は、①園児氏名、②施設等利用給付認定の２号認定を受けたこと、③認定の始期と終期のみです。

２号認定の認定事由（就労、出産、疾病、介護など）は、情報提供に同意いただいた場合でも、新宿区から４月以降在籍する幼稚園には情報提供しません。

２　新宿区の幼児教育・保育の無償化の制度説明について

（１）預かり保育の利用料に対する補助について

保護者の就労などにより**「保育の必要性の認定」を受けた園児保護者の方については**、幼稚園の預かり保育の利用料に対し**月額１万1,300円、日額450円**を上限に補助します。

区立幼稚園の預かり保育利用料は、日額４５０円であり、月の預かり保育利用料が５，０００円を超える場合は５，０００円となるため、**「保育の必要性の認定」を受けた園児保護者が区立幼稚園の預かり保育を利用した場合の利用料は無償化されます（実費負担なし）。**

（２）認可外保育施設等の利用

区立幼稚園に在籍し**「保育の必要性の認定」を受けた園児保護者の方**は、**認可外保育施設等の利用料も補助対象になります。**区立幼稚園の外に認可外保育施設等を利用した場合の補助金額は無償化上限額の１万１，３００円から区立幼稚園の預かり保育利用料を差し引いた額になります。

【問合せ先】〒１６０－８４８４　新宿区歌舞伎町１－５－１
新宿区教育委員会事務局学校運営課幼稚園係（区役所第一分庁舎４階２番窓口）
電話０３－５２７３－３１０３（直通）　FAX０３－５２７３－３５８０